

## 鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例（令和7年鮫川村条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(捕獲等の禁止の適用除外)

第3条 条例第14条第1項第2号で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするもの（あらかじめ村長に届け出たものに限る。）であること。
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
  - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの
  - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするもの（あらかじめ村長に届け出たものに限る。）であること。

(指定希少生物の個体等の加工品)

第4条 条例第15条の規則で定める加工品は、剥製その他の標本（剥製その他の標本として製作する過程のものを含む。）とする。

(捕獲等の目的)

第5条 条例第16条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少生物の個体の生息又は生育の状況の調査の目的その他指定希少生物の保護に資すると認められる目的とする。

(捕獲等の許可の申請等)

第6条 条例第16条第2項の規定による許可の申請をしようとする者は、鮫川村指定希少野生動植物捕獲等許可申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした図面
- (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- (4) その他村長が必要と認める書類

3 条例第16条第3項第2号の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 指定希少生物の個体の数が著しく少なく、捕獲等によってその個体数の維持に支障

をきたすと予測される時。

(2) 出産若しくは産卵又は結実若しくは種子散布を行う等の繁殖活動の時期にあつて、捕獲等により繁殖に支障をきたすと予測される時。

4 条例第16条第5項の許可証（以下この条において「許可証」という。）は、鮫川村指定希少野生動植物捕獲等許可証（様式第2号）によるものとする。

5 条例第16条第6項の規定による従事者証の交付の申請をしようとする者は、鮫川村指定希少生物捕獲等従事者証交付申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

6 条例第16条第6項の従事者証（以下この条において「従事者証」という。）は、鮫川村指定希少野生動植物捕獲等従事者証（様式第4号）によるものとする。

7 条例第16条第7項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請をしようとする者は、鮫川村指定希少生物捕獲等許可証等再交付申請書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

8 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを村長に返納しなければならない。

9 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあつては、捕獲等に係る個体等の場所ごとの数量及び処置の概要を村長に報告しなければならない。

10 条例第16条第7項の規定による許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見したときは、速やかに、発見した許可証又は従事者証を村長に返納しなければならない。

（個体等の取扱方法）

第7条 条例第16条第9項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 当該個体等を適当な飼養栽培施設に収容すること。

(2) 当該個体等の生息又は生育に適した条件を維持し、又は当該個体等を損傷しないよう適切に管理すること。

（身分を示す証明書）

第8条 条例第18条第2項の証明書は、身分証明書（様式第6号）によるものとする。

（補足）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鮫川村指定希少野生動植物捕獲等許可申請書

鮫川村長 様

申請者 住所  
電話番号  
氏名  
職業

法人にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び主たる事業

指定希少生物の個体等の捕獲等の許可を受けたいので、鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする個体	種名（卵又は種子等の場合 にあっては、その旨）	
	数 量	
捕獲等をする目的	学術研究・繁殖・教育・調査・その他（ ）	
捕獲等をしようとする区域		
捕獲等をしようとする区域の状況		
捕獲等の方法		
捕獲等をした個体の輸送方法 （生きている個体の場合に限る）		
捕獲等をしようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
捕獲等をした個体の取扱方法	飼養栽培を行う場所の所在地	
	飼養栽培施設の規模及び構造	
	取 住 所	
	扱 氏 名	
	者 職 業	
	飼養栽培に関する経歴	

（添付書類）

- 1 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした図面
- 2 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- 3 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 4 その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

鮫川村指定希少野生動植物捕獲等許可証

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

鮫川村長



住 所 （主たる事業所の所在地）	
氏 名 （名称及び代表者の氏名）	
捕獲等をしようとする指定希少生物の名称（卵又は種子等 にあっては、その旨）	
数 量	
捕獲等をする目的	
捕獲等をする区域	
捕獲等をする方法	
条 件	

（注意事項）

- 1 この許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを鮫川村長に返納しなければならない。
- 3 返納の際に裏面の「捕獲等の結果報告」の各欄に所要事項を記入することにより、鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例施行規則第6条第9項の報告とすることができる。

（裏）

（捕獲等の結果報告）

捕獲等の場所	捕獲等をした指定希少生物の名称 及び数量	処置の概要

年 月 日

鮫川村指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書

鮫川村長 様

申請者 住所

電話番号

氏名

職業

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

指定希少野生動植物捕獲等従事者証の交付を受けたいので、鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例第16条第6項の規定により、次のとおり申請します。

指定希少野生動植物捕獲等許可証	番 号	
	交付年月日	
捕獲等に従事する者の住所及び氏名		
1	住 所	
	氏 名	
2	住 所	
	氏 名	
3	住 所	
	氏 名	
4	住 所	
	氏 名	
5	住 所	
	氏 名	

鮫川村指定希少野生動植物捕獲等従事者証

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

鮫川村長



住 所		
氏 名		
指定希少野生動植物捕獲等許可証	番 号	
	交 付 年 月 日	
捕獲等許可者の氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）		
捕獲等をしようとする指定希少野生動植物の名称（卵又は種子等にあつては、その旨）		
捕獲等をするを許可された個体等の数量		
捕獲等をする目的		
捕獲等をする区域		
捕獲等をする方法		
条 件		

（注意事項）

- 1 この従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この受給者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを鮫川村長に返納しなければならない。

鮫川村指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書

鮫川村長 様

申請者 住所  
電話番号  
氏名  
職業

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

指定希少野生動植物捕獲等許可証又は指定希少野生動植物捕獲等従事者証の再交付を受けたいので、鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例第16条第7項の規定により、次のとおり申請します。

再交付を受けようとする 許可証（従事者証）	番 号	
	交 付 年 月 日	
許可証若しくは従事者証を亡失し、又は 許可証若しくは従事者証が滅失した事情		

様式第6号（第8条関係）

（縦6センチメートル、横9センチメートル）

（表）

第	号
身分証明書	
この身分証明書を携帯する者は、鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。	
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日発行	
鮫川村長	印

（裏）

鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例（抜粋）
（報告徴収及び立入検査）
第18条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、第16条第1項の許可を受けた者に対し、指定希少生物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少生物の個体等の捕獲等に係る場所若しくは施設に立ち入り、指定希少生物の個体等、飼養栽培施設、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。